

佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 スポーツ団体が行う合宿の誘致を促進し、本市におけるスポーツの振興及び地域の活性化に資するため、合宿に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金として交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校、中学校並びに企業が設立するスポーツ活動を行う団体及び中学生以上で構成する任意に設立されたスポーツ活動を行う団体
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に係る施設（バンガロー、キャンプ場及び少年自然の家を除く。）

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる合宿（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市外の団体が、市内において連続した日程で、主として取り組む競技の練習（練習試合の実施を含み、大会、錬成会等の募集型イベントへの参加を除く。）を行う合宿であること。
 - (2) 参加者が市内の宿泊施設に延べ20泊、トップレベル団体においては延べ30泊以上宿泊するものであること。
 - (3) トップレベル団体にあつては、合宿期間中練習を公開するとともに、市民に対する競技に関する教室、指導者講習会等の活動を行うものであること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象としない。
- (1) 営利を目的としているとき。
 - (2) 政治的若しくは宗教的活動を目的としているとき。
 - (3) 市又は市から補助金等の交付を受けている団体等から助成を受けているとき。
- 3 補助事業が複数年度にわたる場合の補助金交付年度は、当該合宿の最終日が属する年度とする。

(補助事業者)

第4条 補助の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、前条に定める補助

対象事業を行う市外のアマチュアの団体とする。

- 2 補助事業者のうちトップレベル団体とは、別表1に掲げるような各競技・種目別の日本一を決めるための大会において、過去1年以内にベスト8相当以上の成績を収めた団体とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額等は別表2のとおりとする。

- 2 複数の団体が行う同一種目による同一期間の合同合宿等については、1団体とみなして補助金の額を算定することができる。

(認定申請)

第6条 補助事業者は、補助事業を実施する14日前までに佐賀市スポーツ合宿補助対象事業認定申請書（様式1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1または別紙2）
 - (2) 合宿参加者名簿（別紙3）
 - (3) 合宿日程表
- 2 トップレベル団体にあつては、前項に定める書類に加え、過去1年間の大会成績がわかる書類を提出すること。

(認定の条件)

第7条 市長が、補助事業の認定に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと
- (2) 補助対象経費の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、事前に協議を行い市長へ報告を行うこと。ただし、補助見込額に変更がない変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること

(交付申請)

第8条 補助事業者は、佐賀市スポーツ合宿補助金交付申請書（様式2号）に次に掲げる書類を添えて、合宿の終了後速やかに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実績報告書（別紙1または別紙2）
- (2) 団体宿泊証明書（別紙3）
- (3) 宿泊費の領収書の写しまたは請求書の写し
- (4) 合宿参加者名簿（別紙4）
- (5) 合宿日程表

(6) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査したうえで必要と認められる場合に、予算の範囲内において補助金の交付決定及び額の確定を行い補助事業者に通知する。

(交付決定の取消又は補助金の返還)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号に該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部取消、もしくは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請、報告又は不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、市長が不相当と認めたとき。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第9条の規定により確定した額を補助事業等の完了後に交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条に規定する補助金等交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な運用を図るため、必要があるときに補助事業者に対して報告を求め、又は指示し、もしくは帳簿等関係書類を検査することができる。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和5年3月13日から適用する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月19日から適用する。

別表 1

区分	大会
○国内トップの大会	日本選手権
○実業団・クラブの大会	全日本実業団大会 全日本社会人選手権 全日本実業団競技連盟（協会）団体が主催する大会 全日本社会人競技連盟（協会）団体が主催する大会
○大学生の大会	全日本大学選手権 各日本学生（大学）競技連盟（協会）団体が主催する大会

別表 2

補助対象経費	補助事業者	補助金額	限度額等
宿泊費	学生団体 (中学生以上)	1, 000円/泊	限度額10万円
	一般団体 (大学生含む)	1, 500円/泊	限度額15万円
	トップレベル団体	3, 000円/泊	限度額30万円

※団体が、幅広い年齢で構成されている場合は、構成員の割合が最も多いもので判断することとし、同数の場合は学生を優先して適用する。なお、この場合の学生は、18歳未満とし、一般は、18歳以上とする。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀市スポーツ合宿補助対象事業認定申請書

下記のとおり、佐賀市内での合宿を企画しましたので、佐賀市スポーツ合宿補助対象合宿として認定されるよう、佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- 1 事業実施計画書（別紙1または別紙2）
※トップレベル団体は、別紙2に加え、過去1年間の大会成績がわかる書類
- 2 合宿参加者名簿（別紙3）
- 3 合宿日程表

合宿事務担当者

職・氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	

様式第1号 別紙1 (一般・学生用)

【事業実施計画書】

(1) 事業内容

合宿団体名	
競技種目	
練習会場	
宿泊施設	
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日
合宿のべ泊数	合宿人員 人 × 宿泊数 泊 = のべ 人泊
団体の種別	学生 ・ 一般 (18歳未満 人・18歳以上 人)
補助見込額 (宿泊費)	金 円

(2) 収入計画表

内容	金額 (円)	資金の調達先
合計		

(3) 支出計画表

内容	内訳	金額 (円)
合計		

様式第1号 別紙2 (トップレベル団体用)

【事業実施計画書】

(1) 事業内容

①合宿に関する事項

合宿団体名	
競技種目	
練習会場	
宿泊施設	
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日
合宿のべ泊数	合宿人員 人 × 宿泊数 泊 = のべ 人泊
補助見込額 (宿泊費)	金 円

②教室等開催に関する事項

教室等の名称	
実施予定日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
会場	
講師	
対象	
定員	
内容	

第 号
年 月 日

様

佐賀市長

佐賀市スポーツ合宿補助対象事業認定通知

年 月 日付けで申請のあった佐賀市スポーツ合宿補助対象事業認定申請については、下記のとおり認定することに決定しましたので通知します。

記

1. この補助金の対象となる合宿は、年 月 日付けで認定申請のあった合宿とし、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助見込額は次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助見込額	円

3. 当該合宿に要する経費は、当該申請書に記載のとおりとする。
4. 補助金額は、佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱第5条に定める算出方法により行うものとする。
5. この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。
 - (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと
 - (2) 補助対象経費の変更又は補助事業等の内容を変更する場合は、事前に協議を行い市長へ報告を行うこと。ただし、補助見込額に変更がない変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所
名 称
代表者名
電話番号

佐賀市スポーツ合宿補助金交付申請書

年 月 日付け 第 号で認定された合宿を完了しましたので、佐賀市スポーツ合宿補助金を交付されるよう佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱第8条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

合宿団体名	
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日
合宿のべ泊数	合宿人員 人 × 宿泊数 泊 = のべ 人泊
補助金交付申請額	金 円

添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1または別紙2）
- (2) 団体宿泊証明書（別紙3）
- (3) 宿泊費の領収書の写しまたは請求書の写し
- (4) 合宿参加者名簿（別紙4）
- (5) 合宿日程表
- (6) 市長が必要と認める書類
事業実施がわかる書類（写真等、トップレベル団体にあつては、交流概要等がわかるもの）

様式第2号 別紙1 (一般・学生用)

【事業実績報告書】

(1) 実施内容

合宿団体名	
競技種目	
練習会場	
宿泊施設	
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日
合宿のべ泊数	合宿人員 人 × 宿泊数 泊 = のべ 人泊
団体の種別	学生 ・ 一般 (18歳未満 人・18歳以上 人)
補助金額	金 円

(2) 収入決算表

内容	予算額	決算額	内訳
合計			

(3) 支出決算表

内容	予算額	決算額	内訳
合計			

様式第2号 別紙2 (トップレベル団体用)

【事業実績報告書】

(1) 実施内容

①合宿に関する事項

合宿団体名	
競技種目	
練習会場	
宿泊施設	
合宿期間	年 月 日 ~ 年 月 日
合宿のべ泊数	合宿人員 人 × 宿泊数 泊 = のべ 人泊
補助金額	金 円

②教室等開催に関する事項

教室等の名称	
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
会場	
講師	
対象	
参加人数	
内容	

団体宿泊証明書

佐賀市長 様

合宿団体名	
合宿人員	名
宿泊年月日	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり宿泊したことを証明します。

年 月 日

住 所 _____

宿泊施設名 _____

代表者名 _____ (印)

第 号
年 月 日

様

佐賀市長

佐賀市スポーツ合宿補助金にかかる交付決定及び額の確定について（通知）

年 月 日付けで申請のあった佐賀市スポーツ合宿補助金については、佐賀市補助金等交付規則（平成17年10月1日規則第64号）第4条及び第13条の規定により、次のとおり交付することに決定し、下記のとおり額を確定しましたので、同規則第6条第1項及び第13条並びに佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1. この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容については、当該申請書記載のとおりとする。
2. 確定した補助対象金額及び補助金額は、次のとおりとする。

確定補助対象金額	円
交付確定補助金額	円

3. 当該合宿に要する経費は当該申請書に記載のとおりとする。
4. 補助金の額の確定は、佐賀市スポーツ合宿補助金交付要綱第5条に定める算出方法により行うものとする。